

第1回太良町議会（定例会第1回）

令和2年3月2日～3月11日

議 案

令和2年第1回太良町議会（定例会第1回）

会期（案）

会 期 10日間（3月2日～3月11日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	3. 2	月	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の施政方針及び提案理由の説明 委員長報告
第2日	3. 3	火	（議案調査）		
第3日	3. 4	水	本会議	9時30分	一般質問
第4日	3. 5	木	（議案調査）		
第5日	3. 6	金	（議案調査）		
第6日	3. 7	土	休 会	—	
第7日	3. 8	日	休 会	—	
第8日	3. 9	月	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決
第9日	3.10	火	本会議	9時30分	議案審議
第10日	3.11	水	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和2年第1回太良町議会（定例会第1回）

議事日程第1号

第1日目

3月2日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第 1号 ～ 議案第24号 町長の施政方針および提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提出議案目録

- 議案第 1 号 太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 2 号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 4 号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 6 号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 町道の認定について
- 議案第 10 号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度
について
- 議案第 11 号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 12 号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 13 号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第 14 号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第 15 号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 16 号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第 17 号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 18 号 令和2年度太良町一般会計予算について
- 議案第 19 号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第20号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計予算について

議案第21号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計予算について

議案第22号 令和2年度太良町簡易水道特別会計予算について

議案第23号 令和2年度太良町水道事業会計予算について

議案第24号 令和2年度町立太良病院事業会計予算について

上記のとおり

令和2年3月2日

太良町長 永 淵 孝 幸

議 員 派 遣 の 報 告

令和 2 年 3 月 2 日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和元年度 杵藤地区町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議会活動の活性化と議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 白石町「道の駅しろいし」
- (3) 期 間 令和2年2月6日
- (4) 派遣議員 全議員

議案第1号

太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(案)

太良町中小企業資金の貸付けに関する条例(昭和48年太良町条例第14号)
の一部を次のように改正する。

第8条中「7,000,000円」を「10,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

町内事業者の資金調達を円滑化するために、太良町中小企業資金の融資限度
額を引き上げたいのでこの案を提出する。

議案第2号

太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

道路法施行令の一部を改正する政令により、太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

太良町道路占用料徴収条例（昭和60年太良町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		580
	第3種電柱		780
	第1種電話柱		340
	第2種電話柱		540
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		34
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	1個につき1年	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	680
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200
	外径が1メートル以上のもの			410
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			330

	地下に設ける通路			200
	その他のもの			680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7
		その他のもの	1本につき1月	6.7
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
		その他のもの		330
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平	680

令第7条第3号に掲げる施設		方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条	建築物		Aに0.023

別紙

第10号 に掲げる		を乗じて得た 額
施設及び 自動車駐 車場	その他のもの	Aに0.016 を乗じて得た 額
令第7条 第11号 に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た 額
応急仮設 建築物	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た 額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た 額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た 額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)の
うち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この
号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は
5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線

を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号

太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町法定外公共物の管理に関する条例（平成16年太良町条例第13号）
の一部を次のように改正する。

別表第1の占用料（円）の欄中「480」を「580」、「280」を「340」、「28」
を「34」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

太良町道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、太良町法定外公共物の管理に
関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

議案第4号

太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

太良町営住宅管理条例（平成9年太良町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「町内に居住し独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、」を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する

（提案理由）

国土交通省住宅局住宅総合整備課長より、公営住宅への入居に際しての取扱いに関する通知があり、太良町営住宅管理条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

議案第5号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議
員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を 改正する条例（案）

第 1 条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和 30 年太良町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 167.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」を「100 分の 130」とあるのは 6 月に支給する場合においては「100 分の 167.5」、12 月に支給する場合においては「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては「100 分の 167.5」、12 月に支給する場合においては「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 第 1 条改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第6号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

第1条 町長等の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の130」とあるのは6月に支給する場合には「100分の167.5」、12月に支給する場合には「100分の172.5」に改める。

第2条 町長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6月に支給する場合には「100分の167.5」、12月に支給する場合には「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいの
で、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

令和元年10月30日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、職員の給与に関する
条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (別紙)

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	196,000	231,700	265,400	292,100	322,400
2	147,300	197,700	233,200	267,500	294,200	324,600
3	148,500	199,300	234,700	269,300	296,500	327,000
4	149,600	201,100	236,300	271,400	298,600	329,200
5	150,700	202,600	237,800	273,300	300,600	331,500
6	151,900	204,300	239,600	275,100	302,900	333,600
7	153,000	206,100	241,000	277,000	305,300	335,800
8	154,100	207,800	242,600	279,100	307,600	338,100
9	155,100	209,500	243,900	281,100	309,600	340,100
10	156,500	211,400	245,400	283,200	312,000	342,300
11	157,900	213,200	246,900	285,300	314,200	344,500
12	159,200	214,900	248,300	287,400	316,600	346,700
13	160,400	216,200	249,800	289,500	318,800	348,700
14	161,900	218,100	251,300	291,600	320,900	350,800
15	163,500	219,800	252,700	293,600	323,200	352,800
16	165,100	221,500	254,100	295,800	325,300	354,800
17	166,300	223,300	255,700	297,700	327,300	356,800
18	167,800	225,000	257,500	299,800	329,400	358,800
19	169,400	226,500	259,200	301,900	331,500	360,600
20	170,900	228,200	261,100	303,900	333,600	362,500
21	172,200	229,700	262,800	306,000	335,500	364,500
22	175,000	231,400	264,600	308,100	337,600	366,400
23	177,600	232,800	266,500	310,100	339,700	368,400
24	180,300	234,500	268,200	312,300	341,800	370,400
25	182,900	235,700	270,100	314,100	343,400	372,400
26	184,600	237,100	272,100	316,300	345,400	374,300
27	186,300	238,600	273,900	318,400	347,300	376,400
28	187,900	239,800	275,800	320,400	349,200	378,400
29	189,300	241,100	277,600	322,400	350,900	379,900
30	191,100	242,300	279,500	324,400	352,800	381,800
31	192,800	243,400	281,400	326,500	354,700	383,600
32	194,400	244,700	283,300	328,700	356,600	385,100
33	196,000	246,000	284,900	330,100	358,500	386,900
34	197,400	247,200	286,800	332,100	360,300	388,400
35	198,700	248,400	288,700	334,100	362,200	389,900
36	200,100	249,800	290,600	336,200	363,900	391,500
37	201,400	250,800	292,300	338,100	365,300	392,900
38	202,600	252,200	294,100	340,100	366,700	394,200
39	203,800	253,700	295,900	342,100	368,100	395,400
40	205,000	255,200	297,700	344,100	369,500	396,500
41	206,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600
42	207,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800
43	209,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100
44	210,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200
45	211,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900
46	212,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600
47	214,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300

48	215,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000
49	216,300	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600
50	217,500	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200
51	218,400	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800
52	219,500	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200
53	220,600	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600
54	221,600	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900
55	222,500	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200
56	223,500	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500
57	224,000	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800
58	224,800	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100
59	225,600	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400
60	226,400	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700
61	227,100	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000
62	228,100	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300
63	229,000	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600
64	229,900	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900
65	230,600	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200
66	231,400	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500
67	232,300	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800
68	233,400	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100
69	234,200	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300
70	234,900	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600
71	235,600	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,400	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700	
94		298,900	347,500	387,000		
95		299,300	348,000	387,400		
96		299,700	348,400	387,800		
97		299,900	348,600	388,100		
98		300,200	349,000	388,700		
99		300,600	349,400	389,100		
100		301,000	349,800	389,500		
101		301,200	350,100	389,800		

102		301,500	350,500			
103		301,900	350,900			
104		302,200	351,300			
105		302,400	351,800			
106		302,700	352,200			
107		303,100	352,600			
108		303,400	353,000			
109		303,600	353,500			
110		304,000	353,900			
111		304,400	354,200			
112		304,700	354,500			
113		304,900	355,000			
114		305,200				
115		305,500				
116		305,900				
117		306,100				
118		306,300				
119		306,600				
120		306,900				
121		307,300				
122		307,500				
123		307,800				
124		308,100				
125		308,400				
再任用職員	187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

議案第8号

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町会計年度任用職員の給料表を改定するため、太良町会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例(案)

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級
号給	給料月級
	円
1	146,100
2	147,300
3	148,500
4	149,600
5	150,700
6	151,900
7	153,000
8	154,100
9	155,100
10	156,500
11	157,900
12	159,200
13	160,400
14	161,900
15	163,500
16	165,100
17	166,300
18	167,800
19	169,400
20	170,900

21	172,200
22	175,000
23	177,600
24	180,300
25	182,900
26	184,600
27	186,300
28	187,900
29	189,300
30	191,100
31	192,800
32	194,400
33	196,000
34	197,400
35	198,700
36	200,100
37	201,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

町道の認定について

次の路線を町道に認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

路線番号	路線名	認定区間	延長	幅員
112	油津・畑線	太良町大字多良字油津1445番1地先から 太良町大字多良字畑1171番3地先まで	457.1m	4.6m ～ 17.7m

(提案理由)

町道の認定を行いたいので、この案を提出する。

議案第10号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び
融資額の限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を次のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例(平成13年太良町条例第15号)第2条及び第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

1. 事業の指定 園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金
2. 融資の限度額

融資の種目	金融機関名	限度額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	80,000,000円

(提案理由)

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

令和 2 年度 太良町一般会計予算

令和 2 年度太良町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 732, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月 **2** 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 2 年度 太良町後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 141,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 3 月 2 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和2年度 太良町国民健康保険特別会計予算

令和2年度太良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,446,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月 2 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 2 年度 太良町漁業集落排水特別会計予算

令和 2 年度太良町漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 3 月 2 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 2 年度 太良町簡易水道特別会計予算

令和 2 年度太良町簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 3 月 2 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和2年度 太良町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度太良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,366 戸		
(2) 年 間 総 給 水 量	342,000 m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	937 m ³		
(4) 主要な建設改良事業	上水道施設整備事業	事業費	12,432 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	55,800 千円	第1款 事業費	55,800 千円
第1項 営業収益	55,026 千円	第1項 営業費用	44,572 千円
第2項 営業外収益	774 千円	第2項 営業外費用	3,218 千円
		第3項 特別損失	1 千円
		第4項 予備費	8,009 千円

令和2年度 町立太良病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度町立太良病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

病床数 一般病床	60 床		
年間延入院患者数	18,211 人	1 日平均入院患者数	50 人
年間延外来患者数	56,555 人	1 日平均外来患者数	194 人
建設改良計画			
建物改修費			
・請負工事費	電気設備改修工事、2階防犯カメラ改修工事		15,600 千円
固定資産購入費			
・器 械	外科用イメージ (X線TV装置) 外		17,600 千円
・備 品	薬用冷蔵ショーケース 外		3,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	病院事業収益	1,253,844 千円
第1項	医業収益	1,022,586 千円
第2項	医業外収益	231,258 千円
第2款	訪問看護ステーション事業収益	44,288 千円
第1項	訪問看護事業収益	42,673 千円
第2項	訪問看護事業外収益	1,615 千円
第3款	居宅介護支援事業収益	14,644 千円
第1項	介護保険事業収益	14,420 千円
第2項	介護保険事業外収益	224 千円
第4款	通所リハビリテーション事業収益	44,986 千円
第1項	介護保険事業収益	44,986 千円
	収 入 合 計	1,357,762 千円

— 病院2 —

		支 出	
第1款	病院事業費用		1,246,104 千円
第1項	医業費用		1,220,922 千円
第2項	医業外費用		25,181 千円
第3項	特別損失		1 千円
第2款	訪問看護ステーション事業費用		37,258 千円
第1項	訪問看護事業費用		37,258 千円
第3款	居宅介護支援事業費用		14,494 千円
第1項	介護保険事業費用		14,494 千円
第4款	通所リハビリテーション事業費用		41,854 千円
第1項	介護保険事業費用		41,854 千円
第5款	予備費		18,052 千円
第1項	予備費		18,052 千円
		支 出 合 計	1,357,762 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 39,582 千円は当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的収入		60,867 千円
第1項	出資金		60,865 千円
第2項	固定資産売却代金		2 千円
		支 出	
第1款	資本的支出		100,449 千円
第1項	建設改良費		36,600 千円
第2項	企業債償還金		63,849 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 827,664 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第6条 病院財政健全化及び救急医療のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 211,594 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は 166,500 千円と定める。

令和2年3月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第25号 ~ 議案第26号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第 3	議案第26号 教育委員会委員の任命について

追加提出議案目録

議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第26号 教育委員会委員の任命について

上記のとおり

令和2年3月11日

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第25号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

太良町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和2年3月11日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
太良町大字多良1055番地1	佐藤 慎一	昭和31年6月7日
太良町大字糸岐1249番地	川瀬 勝芳	昭和25年5月29日
太良町大字大浦丙1290番地	岡 靖則	昭和32年2月3日

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員の任期が令和2年3月24日をもって任期満了となり、新たな委員を選任する必要があるため、この案を提出する。

議案第26号

教育委員会委員の任命について

下記の者を太良町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和2年3月11日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所 太良町大字多良4315番地1

氏 名 岩 島 良 人

生年月日 昭和36年6月24日

（提案理由）

令和2年3月24日をもって任期が満了する岩島良人氏を引き続き任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。